

令和2年度犯罪被害者週間中央イベント

社会全体で犯罪被害者を支えていくために
～身近な窓口や条例による支援の充実について～

目白大学心理学部心理カウンセリング学科 専任講師
公益社団法人被害者支援都民センター 臨床心理士/公認心理師
齋藤 梓

【スライド1】

経済的な問題
安全な、安定した
生活の困難


事件の身体的後遺症、
事件のトラウマへの
心身の反応など

被害後の
様々な困難

刑事手続や法律・
制度が分からず不安

周囲の人からの
二次被害
相談先のなさ

どこに相談したらいいのだろう、どんな
制度があるのだろう



【スライド2】

総合的対応窓口

- ・犯罪被害者等からの相談・問い合わせに対して
- ・関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど
- ・総合的な対応を行う窓口
- ・平成31年4月 すべての地方公共団体に設置

【スライド3】

総合的対応窓口

第1次犯罪被害者等基本計画

第2次犯罪被害者等基本計画

第3次犯罪被害者等基本計画

第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子

すべての都道府県に窓口設置

市区町村においても窓口の設置が促進

すべての地方公共団体に窓口が設置、周知促進、充実

さらなる周知の促進・より充実した支援を

【スライド4】

「犯罪被害者等の支援に特化した条例」

令和2年4月1日現在「犯罪被害者等の支援に特化した条例」
21都道府県、7政令指定都市

主な基本的施策

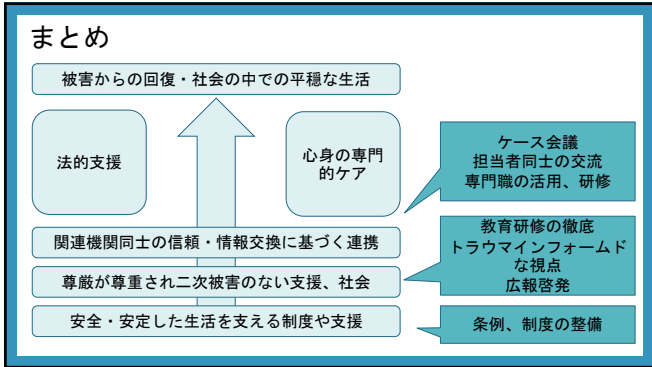
相談及び情報の提供、損害回復・経済的支援、日常生活の支援
安全の確保、居住の安定、雇用の安定、理解の増進、
調査研究・人材の育成、民間支援団体に対する援助

（「条例の小窓 都道府県・政令指定都市における犯罪被害者の支援に特化した条例集」、
令和2年6月、警察庁長官官房犯罪被害者等施策担当参事官室 より）

【スライド5】

- ・社会全体で犯罪被害者を支えていく枠組みは徐々にできつつある
- ・しかしまだその内容は十分ではない
- ・犯罪被害者・遺族はどのような具体的支援を必要としているのか？
- ・どのようなことが役立ち、どのようなことが二次被害となるのか？
- ・具体的支援を行うための人的資源・システム・条例は？
- ・関係機関や民間団体とはどのような連携をしているのか？
- ・どうしたら、より良い窓口、より良い支援になっていくのか？

【スライド6】



【スライド7】

SAITAMA
埼玉県における
犯罪被害者等支援
～相談窓口や条例による支援の充実～
埼玉県 防犯・交通安全課

【スライド1】

埼玉県における犯罪被害者等支援の歩み

- H16.3 ◎ 埼玉県防犯のまちづくり推進条例施行(第20条犯罪被害者等の支援)
- H17.4 ● 犯罪被害者等基本法施行
- H17.12 ● 犯罪被害者等基本計画閣議決定
- H23.3 ● 第二次犯罪被害者等基本計画閣議決定
- H23.5 ◎ 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター開設
- H25.9 ◎ 性暴力等犯罪被害者専用相談電話「アイリスホットライン」開設
- H28.4 ● 第三次犯罪被害者等基本計画閣議決定
- ～H29.4 ◎ 県内全63市町村に「犯罪被害者等のための総合的対応窓口」が設置
- H30.3 ◎ 埼玉県犯罪被害者等支援条例施行
- H31.3 ◎ 埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針策定

●～国のうごき ◎～埼玉のうごき

【スライド2】

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター
犯罪被害者等のためのワンストップ支援施設(県・県警察・民間支援団体を武蔵浦和合同庁舎に集約)

- 窓口の一元化による利便性向上・負担軽減
- 各機関の専門性・知識、経験を活かした総合的支援
- 情報共有・緊密連携による迅速・きめ細やかな支援

武蔵浦和合同庁舎(3A館)9F-9階

県 防犯・交通安全課 犯罪被害者支援担当	県警察 警務課 犯罪被害者支援室	民間支援団体 埼玉犯罪被害者援助センター
<ul style="list-style-type: none"> 県制度による生活支援 生活問題全般の情報提供・助言 市町村等関係機関との連絡・調整 広報・啓発活動 など 	<ul style="list-style-type: none"> 被害直後からの早期支援 犯罪被害者給付金制度 被害者連絡制度(検査状況通知等) 再被害防止対策 など 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士による法律相談 臨床心理士によるカウンセリング 裁判所や病院等への付き添い 自助グループへの支援 など

【スライド3】

性犯罪・性暴力被害者支援
～性暴力等犯罪被害者専用相談電話 アイリスホットライン～
彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターと県産婦人科医会が連携して運営

性犯罪・性暴力被害に関する総合的支援

- 電話相談
- 面談相談
- 警察・病院等付き添い支援
- 法律相談
- 医療人科・精神科医療費支援
- 医療機関における警察出前での証拠採取

アイリスホットライン

- 電話相談 24時間365日対応
- 精神科医 埼玉産婦人科医会指定・6医療施設
- 医療的ケアが必要な被害者に24時間365日対応

【スライド4】

埼玉県における犯罪被害者等支援の連携体制
～彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターを中核とした支援ネットワークの構築～

被害者等

- 警察機関: 被害者相談室、救急医療連携、犯罪被害者支援課
- 民間支援団体: 弁護士・法テラス、被害者支援、相談・研修、行状にわたる各種的支援
- 民間支援団体: 埼玉犯罪被害者援助センター、総合的対応窓口、手続のワンストップ、生活支援、経済的支援
- 市町村: 市町村社会福祉協議会、支庁/カ17、目標達成支援
- 警察官: 被害者相談室、救急医療連携、犯罪被害者支援課
- 警察官: 被害者相談室、救急医療連携、犯罪被害者支援課

【スライド5】

埼玉県犯罪被害者等支援条例(H30.3)～

条例の目的	基本的な施策
被害者等が再び平穏な生活をおくることが出来る社会の実現	① 相談及び情報の提供等 ⑥ 雇用の安定
基本理念	⑦ 経済的助成に関する情報提供等
<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障 ● 被害者の状況等に応じた適切な支援 ● 再び平穏な生活を営めるまで切れ目のない支援の推進 	⑧ 日常生活の支援 ⑨ 広がり及び啓発
県の責務	⑩ 安全の確保 ⑪ 人材の育成
<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者等支援施策の総合的かつ計画的実施 ● 市町村その他の関係機関・民間支援団体等との相互連携 ● 市町村が行う被害者等支援施策への情報提供等の協力 	⑫ 原性の安定 ⑬ 民間支援団体等による支援の推進
県民・事業者の責務	被害者等支援の推進体制の整備等
<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者等の置かれている状況・支援の必要性の理解 ● 二次被害防止への十分な配慮 ● 県・市町村の被害者等支援施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 必要な支援を適切に提供することができるよう推進体制の整備 ▶ 県と民間支援団体等が一体となって支援を総合的に推進する体制の構築 ▶ 関係機関等相互間の支援に係る情報共有・協議の促進 ▶ 関係機関等相互間の連携の強化
民間支援団体の責務	市町村の総合的対応窓口の体制充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 専門的知識、経験による被害者等支援の推進 ● 県・市町村の被害者等支援施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総合的対応窓口の体制充実を図るため、情報提供、助言、研修その他の必要な援助
民間支援団体の責務	府政上の措置
	▶ 支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置

【スライド6】

埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針 (H31.3~)

- 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づき策定
- 犯罪被害者からの早期回復・軽減を図るため、4つの重点課題を設定し、各種施策を総合的・体系的に推進

施策総数：68 担当課：27 (知事部局、教育局、警察本部担当課)

第1 支援のための体制整備への取組 【26施策】 <ol style="list-style-type: none"> 1 推進体制の整備 県・推進体制の更なる充実 支援関係機関との連携強化及び市町村への支援 2 相談・情報提供体制の充実 相談窓口の明確化、体系的な情報提供助言 3 支援従事者の育成 専門的知識と技能向上のための研修充実及び人材育成 4 民間支援団体に対する協働 支援に関する情報提供、助言や財政基盤確保のための支援 	第2 被害回復・経済的支援等への取組 【18施策】 <ol style="list-style-type: none"> 1 日常生活の支援 市町村及び関係団体と連携した日常生活支援及び情報の提供 2 居住の安定 新たな住居が必要な被害者等に対する中長期的あるいは一時的な住居の確保 3 雇用の安定 被害者等が置かれている現状についての事業者の理解促進 4 経済的助成に際する情報の提供等 経済的負担を軽減するための情報の提供及び助言等
第3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等 【18施策】 <ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療サービス・福祉医療サービスの充実等 被害者等に応じて保健医療、福祉サービスに関する情報提供 安全の確保 2 広域・啓発 被害者等が置かれている状況や配慮の重要性について理解深化 再被害を未然防止し、被害者等の安全を確保 	第4 県民の理解の増進と記憶・協力確保への取組 【6施策】 <ol style="list-style-type: none"> 1 広報・啓発 被害者等が置かれている状況や配慮の重要性について理解深化

【スライド7】

条例・指針による支援の充実

連携協力体制の充実

部門横断的・総合的施策の推進

ワンストップ支援の強化

市町村の相談・支援体制の充実

相談・支援体制の充実

相談支援体制の充実	犯罪被害者 ワンストップ支援センター <ul style="list-style-type: none"> ▶ 代表電話を設置 (H31.4~) ▶ 県・県警察・民間支援団体の電話を一元化 ▶ 代表電話をフリーダイヤル化 (R2.10~) 	性犯罪・性暴力被害者支援 (専用相談電話アイリスホットライン) <ul style="list-style-type: none"> ▶ (17)247(1)を24時間365日化 (H31.4~) ▶ 17247(1)を24時間365日化 (H31.4~) ▶ 相談受付開始 (R2.10~) ▶ 産婦人科医療費公費支援 (H30.4~) ▶ 精神科医療費公費支援 (H31.4~) ▶ 法律相談費用公費支援 (H30.4~) 	日常生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村社会福祉協議会と連携した生活支援事業 (H31.4~) <p>※ 犯罪被害に伴い日常生活が困難となった被害者等について、家事や外出の援助、育児・介護の援助を行う</p>
------------------	---	--	---

【スライド8】

市町村総合的対応窓口の体制充実に向けた支援

条例・指針⇒市町村の体制充実に向けた支援を明定
※ 被害者等の居住地にかかわらず、県内同一水準の支援が提供できるよう体制充実・機能強化

体制充実・機能強化に向けた支援

人材育成のための取組

支援策に関する情報提供

犯罪被害者等支援ハンドブックの作成・配布

広報・周知に関する支援

各種広報媒体を活用した広報

イベント・キャンペーンの積極実施

【スライド9】

埼玉県犯罪被害者支援学生ボランティア「Aya(彩)」

目的

名称

趣旨

活動内容

活動実績

活動写真

【スライド10】

公益社団法人被害者支援都民センターとは

- 目的
犯罪の被害にあわれた方やそのご家族への支援活動、広報啓発により被害の軽減、回復に資する
- 主たる支援対象
殺人、強盗、暴行傷害、交通犯罪、性犯罪等による**被害者・遺族・家族**
- 支援体制
犯罪被害相談員、直接支援員など（25名：1日平均約12名）
- 業務内容
電話・面接相談、付添等の直接的支援、自助グループ支援、広報啓発、調査研究

【スライド1】

都民センターは…

早期援助団体の指定

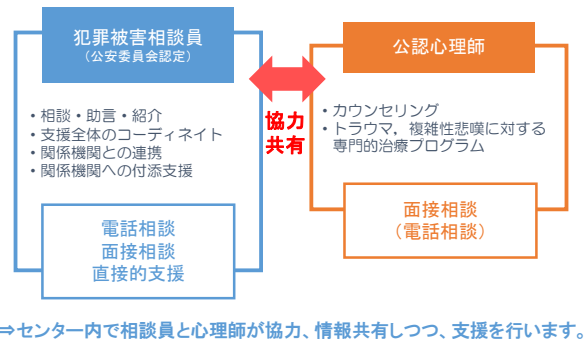
東京都公安委員会より被害者支援を適正・確実に行う法人として「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けています。
⇒《情報提供制度》
警察から被害者等の情報をいただき、連携して支援を行います。

東京都との協働事業

東京都と協働し「犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口」を設置しています。
⇒相談支援と同時に、専門家による心理的ケア、一時居所の提供・見舞金の支給・転居費用の助成などの支援や事務を行います。

【スライド2】

都民センターの支援体制



【スライド3】

東京都の新規支援事業

2020年4月1日 東京都犯罪被害者等支援条例 施行

*下配の支援制度は、2020年4月1日以降に発生した犯罪による被害が対象

1 見舞金の支給

殺人、傷害など故意の犯罪行為により生命や身体への被害を受けた方の遺族である都民、及び同被害により重傷病となった都民

- ・遺族見舞金 30万円
- ・重傷病見舞金 10万円

（重傷病見舞金は、医療機関における治療の期間が1ヶ月以上かつ入院3日以上を要した方が対象）

2 転居費用の助成

被害者の自宅や自宅付近において行われた殺人、傷害、性犯罪など故意の犯罪行為により生命や身体への被害を受け、自宅に住み続けることが困難になった都民、及び同居していた遺族

- ・転居等の実費のうち最大20万円まで

【スライド4】

東京都の新規支援事業

2020年4月1日 東京都犯罪被害者等支援条例 施行

3 無料法律相談

犯罪被害を受けた都民及びその親族
都内で発生した犯罪による被害を受けた都内在勤または在学の方及びその親族

- ・面接相談：最大1時間30分まで無料

* 相談支援の中で見えてきた被害者の要望を制度作りに生かしてもらえた

【スライド5】

新規支援事業が始まって…

経済的支援制度への反響は予想以上

- ・ 支援制度から相談へ
被害者につながるためのひとつのきっかけとなる
- ・ 支援制度の存在が安心感につながる
必要な方へ支援が届くよう、被害者を取り巻く関係者へ周知をはかる

→ さらなる充実を！



【スライド6】